



**DRONE PILOT AGENCY**

ドローンは飛ばしにくい？！  
～ドローン規制に関わる航空法

テレビ番組でドローンにより撮影された動画が使われる場面が増えています。先日も東京都の山手線内に位置する白金で、ドローンにより撮影された動画が使われている番組がありました。



そういった魅力的な空撮動画を多く目にする一方で、「ドローンは都心では飛ばせないのではないか」、と問い合わせを受けることがよくあります。

これは正解でもあり、間違ってもいます。ドローンを飛行させることができる場所や、またどのような法律が関わっているのかについて、実例を交えながら説明致します。

ドローンの飛行に関わる法律は大きく分けると2つになります。「航空法」と「民法」です。この2つへのアプローチは全く異なるため、人によって飛ばせる、飛ばせないの意見が違ってきます。分けて考えることが大事です。

次に、ドローンとはどのようなものを指すのか？という規定を見てみます。航空法ではドローンは無人航空機と呼ばれ、無人航空機は以下のように規定されています。

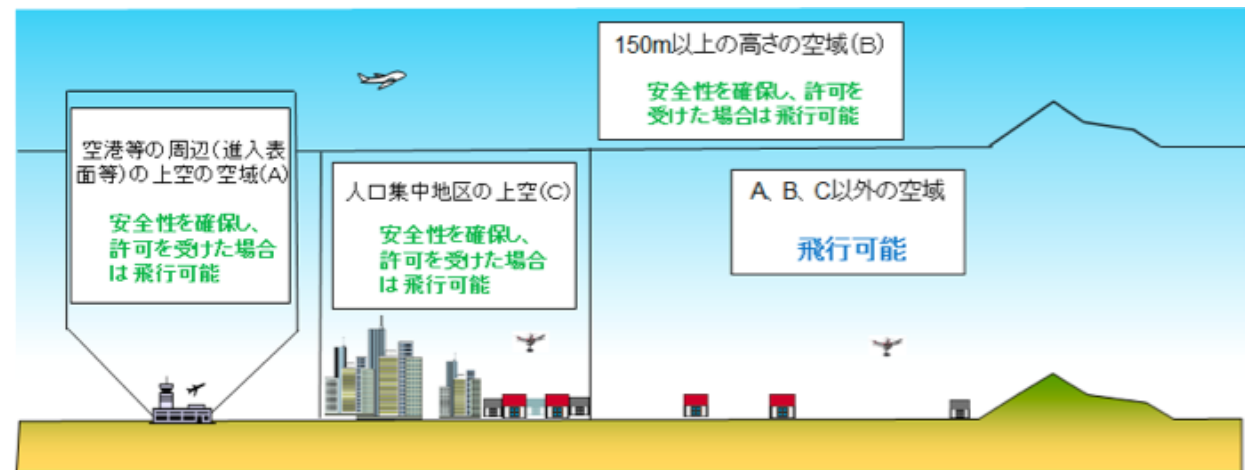
**「飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるもの（200g未満の重量（本体とバッテリーの合計）のものを除く）」**

ここでいう回転翼航空機がドローンに当たります。他にもラジコン飛行機なども航空法の対象となるのです。

200g未満のドローンは航空法の適用外となるため、今から説明する規制には適用されません。ちなみに、この200gと言う重さがどこから来ているか知っていますか？実はソフトボールの重さから考えられている、と言われていています。ドローンが問題になった時に、人に当たっても怪我をしない重さを考えた時、とあるメーカーの社長がソフトボール（190g前後）を参考に意見したそうです。少し納得してしまいますね。

次に改正航空法、と呼ばれるのがドローンを規制した法律です。次の3つの空域でドローンを飛ばすには、事前の許可が必要となります。

- 人口集中地域
- 地表面から150m以上の高さ
- 空港等の周辺

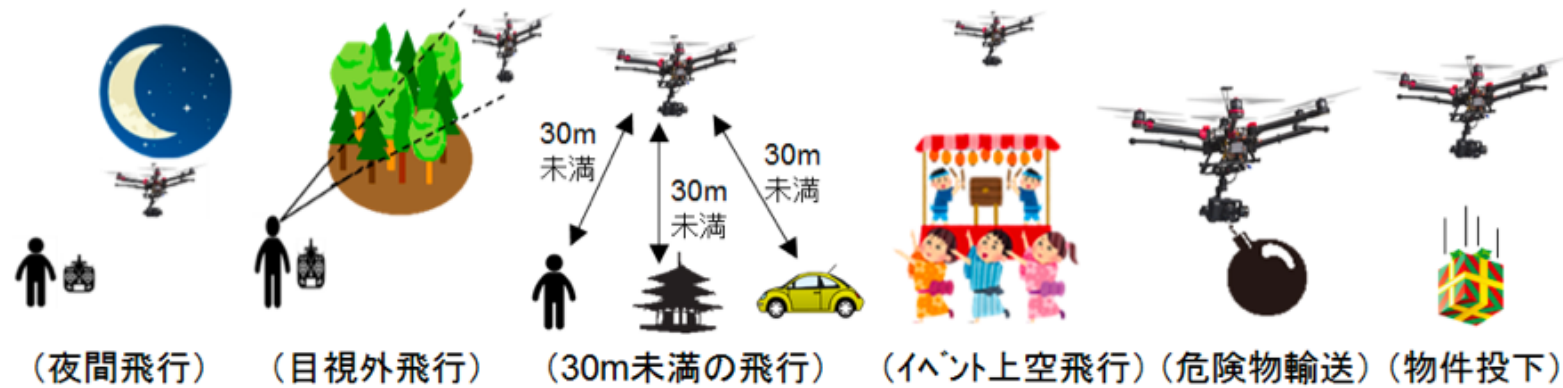


規制を見ると、都心では飛ばせないと思われるかもしれませんが、しかし、事前の許可が必要と記載されている通り、許可を得れば飛ばすことができます。

人口集中地域と空港などの施設は、国土地理院のサイトからどこが該当するか調べることができます。（<https://maps.gsi.go.jp/> 情報→他機関の情報→人口集中地域、空港などの周辺空域をクリック）これを見ると、都心だけでなく人が多い人口集中地域が規制されているのがわかるでしょう。

規制地域でドローンを飛ばしたい場合は国交省の専用サイトで許可申請を行い、許可証を貰います。許可を得れば規制地域は人口集中地域や、250m上空でも飛行可能になります。

改正航空法には許可以外に承認を得る必要がある以下の6つのルールがあります。



承認の中で審査が厳しくなったのは「イベント上空飛行」です。お祭りのお菓子撒きでドローンの落下事故が起こったためです。実はこの事故、事前に許可と承認を得たものと違うドローンを使っていたのです。許可と承認には操縦者の登録だけでなく、どの機体を使うのかシリアル番号も含めて登録する必要があります。よって、航空法で規制された地域やルール外のドローン飛行を行う場合には、操縦者と機体の2つで許可・承認を得るのです。

私の場合は、一年間、日本全国、人口集中地域・30m未満の飛行・目視外飛行について許可と承認を得る「包括免許」と言われるものを取得しています。（右図が昨年一年間の許可証となります）

今までの飛行時間による実績、保険加入、国交省が認めた機体、安全運行マニュアルの厳守などをクリアすることで許可と承認は得ることができるので、誰でも申請はできますが一定の経験や条件が必要になってくると言えるでしょう。

東空運第473号  
東空検第241号

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

DRONE PILOT AGENCY 株式会社 代表取締役 上野 豪 殿

平成30年3月16日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条ただし書及び第132条の2ただし書の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許可及び承認事項： 航空法第132条第2号  
航空法第132条の2第3号

許可等の期間： 平成30年4月16日から平成31年4月15日

飛行の経路： 日本全国（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限り）

無人航空機： DJI社製 Phantom4, Spark, Mavic Air

無人航空機を飛行させる者： 上野 豪 殿

条 件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・許可等の期間において3ヶ月ごと及び許可等の期間終了後に、飛行実績を報告すること。

平成30年4月16日

東京航空局長 山口 一朗

